

産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について

22生産第10888号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年9月1日 23生産第4223号
改正 平成24年4月6日 23生産第6153号
改正 平成24年8月22日 24生産第1283号
最終改正 平成25年5月16日 25生産第372号

この度、産地活性化総合対策事業の実施に係る産地活性化総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

産地活性化総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

近年、農産物価格が低迷しているにもかかわらず、資材価格の高騰等により生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いており、産地における収益力を向上させる取組が必要となっている。

また、食料自給率50%の実現に向けて、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大を目標として掲げており、この達成のための産地における取組も必要である。

このことを踏まえ、幅広い品目の生産技術力の向上、有機農業の供給力の拡大、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通合理化、経営資源の有効活用、養蜂等の振興等の取組を支援するとともに、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大を図るための取組、粗飼料の広域流通体制等の育成、地域特産作物の需要拡大に向けた技術確立を支援し、もって産地の収益力の向上及び食料自給率の向上を通じた産地の活性化を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率及びリース料助成率は、それぞれ別表1から別表6までに定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、別表1から別表6までに定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

1 産地収益力向上支援事業

- (1) 新技術導入地区事業
- (2) 有機農業供給力拡大地区推進事業
- (3) 地域作物支援地区推進事業
- (4) 農業所得向上新分野支援地区推進事業
- (5) 地域バイオマス支援地区推進事業
- (6) 乳業再編地区推進事業
- (7) 食肉等流通合理化地区推進事業
- (8) 経営資源有効活用地区事業（農畜産業機械等リース支援事業のうち経営資源有効活用型を含む。）
- (9) 養蜂等振興推進事業
- (10) 全国推進事業

2 飼料生産拠点育成事業（農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型を含む。）

3 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業

4 地域特産作物需要拡大技術確立推進事業

- 5 1の(1)、(2)及び3に付随するリース事業(農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型)

第3 事業実施期間

- 1 第2の1の(1)から(9)、2及び3に定める事業(以下「地区事業」という。)の事業実施期間は、生産局長が別に定める。
- 2 第2の1の(10)(以下「全国推進事業」という。)に定める事業の事業実施期間は、1年間とする。
ただし、全国推進事業のうちいぐさ・昼表農家経営所得安定化対策事業の実施期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とする。
- 3 第2の5に定める事業の事業実施期間は、一体的に実施する地区事業の事業実施期間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1から5に掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第5に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長が別に定める。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成等
 - (1) 地区事業を実施する事業実施主体は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長が別に定めるところにより、地区事業の事業実施計画(以下「地区事業計画」という。)を作成し、生産局長が定める場合を除き、都府県にあっては地方農政局の地域センター(以下「地域センター」という。)を、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して(地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては、直接。以下同じ。)、地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出して、その承認を受けるものとする。
 - (2) (1)の地区事業計画については、単年度ごとに作成するものとし、生産局長が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
 - (3) (1)の地区事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。
 - (4) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画(以下「全国推進事業計画」という。)を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長による事業実施計画等の承認等
 - (1) 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画について、内容を審査した上で、成果目標が全国的見地から十分なものとなっているか、高水準なものであるか等について生産局長に意見を求めるものとする。

(2) 生産局長は、(1)により地方農政局長から意見を求められた場合には、生産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、3に定める審査基準に基づき選定に係る審査を実施し、その審査結果に基づいて地方農政局長に意見するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)による生産局長からの意見に基づき、地区事業計画を承認するものとする。

(4) 生産局長は提出された全国推進事業計画について、(2)と同様に、委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

3 事業実施計画等の審査基準

生産局長は、委員会を開催し、公正かつ客観的な採択を行うための事業実施計画等の審査基準を定めるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

1 地区事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該年度における地区事業の実施状況を作成し、生産局長が定める場合を除き、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 地区事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、生産局長が定める場合を除き、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。

3 地方農政局長は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。

4 3により実施した取組の評価については、1及び2までに準じて行うものとする。

5 地方農政局長は、2及び4の評価結果を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。

6 地方農政局長は、3により指導を行った場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。

- 7 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。
- 8 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。
生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり管内の情報を共有するものとする。ただし、新技術導入地区事業のうち新技術導入広域推進事業及び全国推進事業は除くものとする。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、第5の2の（1）の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。
- 4 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地区事業の実施状況及び第6の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 6 国は、第7の7に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第10 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第11 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第12 委任

- 1 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。
- 2 本事業のうち農作業安全対策については、別に定めるところによるものとする。
- 3 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型、飼料生産拠点育成型及び経営資源有効活用型については、この要綱に定めるものとし、地域作物支援型については、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知。以下「産地旧要綱」という。）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地旧要綱及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のアの一般地区推進事業を現に実施している産地収益力向上協議会が、施設の整備等を実施しようとする場合には、産地旧要綱第2の2の（1）における「一般地区整備事業」については、「融資主体型補助整備事業」と読み換えるものとする。
- 5 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会においても、第2の3の事業を実施できるものとする。
- 6 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業実施計画の承認を受けた地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1 産地収益力向上支援事業（第2の1の(1)から(9)関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 新技術導入地区事業				
1 新技術導入地区推進事業	<p>1 生産技術力を強化する取組 産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの削減を図る。</p> <p>2 効果を促進するための取組 新技術等により生産された農畜産物の販路確保や担い手となる人材育成等の取組を実施し、生産技術力を強化する取組の効果の促進を図る。</p> <p>3 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を毎年度検討する。</p> <p>4 高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組 (1) 水稲不耕起乾田直播栽培等の省力・低コスト栽培技術 (2) 麦類の増産のための省力・低コスト栽培技術 (3) 大豆300A技術等を核とした省力・多収性安定生産技術 (4) 露地野菜 ア 露地野菜向け部分施肥技術 イ 加工用ほうれんそう機械化栽培技術 ウ 加工・業務用キャベツ機械化栽培技術 (5) 施設園芸 ア いちごのクラウン温度制御技術 イ 夏秋期の高品質いちご栽培技術 ウ 単為結果性なす品種 エ トマトの低段密植多回転栽培技術 (6) 果樹 ア 落葉果樹の溶液受粉技術 イ マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術 ウ りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術 エ なしの盛土式根域制御栽培技術 オ なしのジョイント栽培技術</p>	<p>産地収益力向上協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。</p> <p>2 事業内容欄の1又は4の取組のうちのいずれかを必ず行うこと。 また、本事業を実施するにあたっては、3及び5の取組を必須とする。</p> <p>3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</p> <p>4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。</p> <p>6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1 事業内容欄の1から3の事業については、1/2</p> <p>2 事業内容欄の追加的な取組については、定額、1/2</p> <p>3 事業内容欄の4及び5の事業については、定額</p>

	<p>カ 中晩柑の夏季出荷技術 (7) その他の作物 ア ばれいしょの省力・高品質生産技術 イ 茶の収益性向上に資する高度生産技術 ウ こんにゃくいもの機械化適正品種の導入による省力化及び低コスト化栽培技術 エ 落花生の多収・省力化及び加工技術の開発 オ 花きの加温・光照射等に対する反応を利用した省エネルギー・低コスト栽培技術体系 (8) 畜産 ア 発酵リキッドフィーディング技術 イ 稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術 ウ 高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術 (9) 高度環境制御栽培施設関連技術 (10) 地域特認技術 5 技術導入支援チームに関する取組</p> <p>【追加的な取組】 農業生産工程管理体制構築に関する取組</p>			
2 新技術導入 広域推進事業	1 新技術導入検討会の開催 2 新技術の実証・改良 3 新技術導入効果の分析・評価 4 現地検討会の開催 5 技術マニュアルの作成 6 成果発表会の開催	都道府県	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
II 有機農業供給 力拡大地区推進 事業	1 本事業の推進に関する検討 2 有機農業における安定供給力強化に関する取組 3 有機農業における産地販売力強化に関する取組 4 有機農業における有機農業者育成力強化に関する取組	有機農業協議会 (市町村等の区域において、 生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1から4までの取組を必ず行うこと。	定額

			<ul style="list-style-type: none"> 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること 7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 	
III 地域作物支援 地区推進事業	<p>国内産いもでん粉高品質化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (2) 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立 (3) でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立 (4) 品質管理機器の整備 	<p>事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間企業 (2) 特例民法法人 (3) 公益社団法人 (4) 公益財団法人 (5) 一般社団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。） (6) 一般財団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。） (7) 農業協同組合 (8) 農業協同組合連合会 (9) 事業協同組合 (10) 事業協同組合連合会 (11) 試験研究機関（事業内容の欄の（1）から（3）の事業についてのみ対象） 	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業内容欄の1の事業については、事業の内容がでん粉原料用いも又は国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産に寄与すると認められること。 4 生産局長が別に定める要件を満たしていること。 	1 / 2 以内
IV 農業所得向上	1 国産原材料サプライチェーン構築事業	1 国産原材料サプライチェ	次に掲げる全ての要件を満た	定額

<p>新分野支援地区 推進事業</p>	<p>(1) 全品目共通 ア 国産原材料供給・利用協議会の開催 イ 新品種等現地適応性試験の実施 ウ 導入品種等の加工適性試験の実施 エ 種子種苗等の供給体制の整備 オ GAP・トレーサビリティ手法の導入 カ 機械・設備等のリース</p> <p>(2) 安定供給体制確立支援型 ア 野菜及び果樹 (ア) 低コスト流通システムの実証 (イ) 労働力調整・安定出荷体制の確立 (ウ) 園地等の再編の推進 (エ) 園地・栽培施設のリース (オ) 共同利用機械整備 イ 麦類及び豆類 (ア) コスト縮減のための乾燥調製施設再編 (イ) 共同利用機械整備</p> <p>(3) 付加価値向上等緊急支援型 ア 耕種作物及び畜産物 (ア) 新たな栽培技術等の実証・普及 (イ) 付加価値産地体制の確立 (ウ) 付加価値加工流通体制の確立 (エ) 商品化試験 (オ) 共同利用機械整備 イ 畜産物 商品需給情報管理システムの開発</p>	<p>ーン構築事業 国産原材料供給・利用協議会（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）とする。 ただし、事業内容の欄の1の(2)のオの(オ)、イの(イ)及び(3)のオの(オ)の共同利用機械整備については、法人格を有する国産原材料供給・利用協議会及び次に掲げる法人又は団体であって、国産原材料供給・利用協議会の構成員であるものとする。</p> <p>(1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。） (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。） (6) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に</p>	<p>すこと。</p> <p>1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業実施による成果目標を定めていること。 3 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 4 事業内容の欄の1の(2)のオの(オ)、イの(イ)及び(3)のオの(オ)の共同利用機械整備については、1から3までに加え、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (2) 共同利用機械整備以外の地区推進事業と一体的に実施すること。</p>	<p>ただし、事業内容の欄の1の(2)のオの(オ)、イの(イ)及び(3)のオの(オ)の共同利用機械整備については1/3以内とする。</p>
-------------------------	---	---	--	---

		定めるものをいう。以下同じ。)		
	<p>2 青果物広域流通システム構築事業</p> <p>(1) 青果物広域流通推進協議会の開催</p> <p>(2) 流通拠点整備及び流通コスト低減に関する先進地調査</p> <p>(3) 青果物低コスト流通システムの実証</p> <p>(4) 青果物広域流通検討報告書の作成</p> <p>(5) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>2 青果物広域流通システム構築事業</p> <p>青果物広域流通推進協議会（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）とする。</p>		
V 地域バイオマス支援地区推進事業	<p>1 地域バイオマス利活用推進事業</p> <p>(1) 家畜排せつ物利用検討会の開催</p> <p>(2) 堆肥成分や施用効果の検討</p> <p>(3) シンポジウム等の開催</p> <p>(4) 事業の目的を達成するために必要な取組</p> <p>2 畜産経営環境調和推進支援事業</p> <p>(株) 日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入を行う畜産農家等に対し利子助成を実施する。</p>	<p>1 地域バイオマス利活用推進事業</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業協同組合連合会</p> <p>(4) 農業協同組合</p> <p>(5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(6) 農事組合法人</p> <p>(7) 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>(8) 特定農業団体</p> <p>(9) 農林漁業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。）</p> <p>(10) 地域バイオマス利活用推進協議会（生産局長が別に定めるものをいう。）</p> <p>(11) P F I 事業者</p> <p>(12) 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体</p> <p>(13) 第3セクター</p>	<p>1 地域バイオマス利活用推進事業</p> <p>事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第120号）第八条の都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画又はこれに準ずる構想等が策定されていること。</p> <p>2 畜産経営環境調和推進支援事業</p> <p>利子助成を受ける者は、利子助成を受ける年度において適正に償還が行われていること。</p>	<p>1 地域バイオマス利活用推進事業</p> <p>定額（1/2以内）</p> <p>2 畜産経営環境調和推進支援事業</p> <p>定額</p>

		2 畜産経営環境調和推進支援事業 畜産農家等（畜産業を営む者）		
VI 乳業再編地区 推進事業	<p>1 基本的な取組</p> <p>(1) 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を検討する。</p> <p>(2) 乳業再編実行計画等の策定等に関する取組 地域と類似する地域の優良事例等を収集し、整備計画の基礎となる乳業再編実行計画等を策定。</p> <p>2 地域における乳業の再編整備の実施に関する取組 関係者等の意見集約や実態等に関する情報分析等を行い乳業工場の再編整備の実施に必要な調整等を図る。</p> <p>3 地域における生乳の集送乳の効率化に関する取組 関係者等の意見集約や実態等に関する情報分析等を行い生乳の主出荷の合理化に必要な調整等を図る。</p> <p>4 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化に関する取組</p>	乳業再編等協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図る為の計画が策定されていること。</p> <p>2 事業内容欄の1及び2又は3のいずれかの取組を必ず行うこと。</p> <p>3 生産局長が別に定める要件等を満たしていること。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、事業内容の欄の4の事業については、1／3以内（生産局長が別に定める額以内）とする。</p>
VII 食肉等流通合理化地区推進事業	<p>食肉等の流通を合理化するための取組</p> <p>1 本事業の推進に関する検討</p> <p>2 食肉等の販売企画力強化に関する取組</p> <p>3 食肉等の処理加工技術力強化に関する取組</p> <p>4 生産者の人材育成力強化に関する取組</p>	食肉等流通合理化協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 生産局長が別に定める内容を記載した食肉等流通合理化プログラムが策定されていること。</p> <p>2 事業内容の欄の1及び2から4までの取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。</p> <p>3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</p> <p>4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>5 産地内における対象品目の産出額が適正に算出されるこ</p>	<p>事業費の1／2以内</p>

			とが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
VIII 経営資源有効活用地区事業				
1 経営資源有効活用地区推進事業	1 技術習得等支援事業 (1) 地域システム確立協議会の開催 (2) 現地指導の実施 (3) 現地検討会の開催 (4) 生産管理状況のモニタリング	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 地域システム確立協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。) 2 都道府県 3 市町村 4 農業協同組合連合会 5 農業協同組合 6 公社 7 土地改良区 8 農事組合法人 9 農事組合法人以外の農業生産法人 10 特定農業団体 11 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） 12 事業協同組合連合会及び事業協同組合 13 特認団体	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業内容の欄の1から4までの取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 / 2
	2 未収益期間支援事業 果樹・茶において、改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでに期間に要する経費の一部を支援する。	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

		<ul style="list-style-type: none"> 4 農業協同組合 5 公社 6 土地改良区 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農業生産法人 9 特定農業団体 10 その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 11 事業協同組合連合会及び事業協同組合 12 特認団体 		
2 経営資源有効活用リース事業（農畜産業機械等リース支援事業（経営資源有効活用型））	<ul style="list-style-type: none"> 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械等の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。 	<p>事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社 6 土地改良区 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農業生産法人 9 特定農業団体 10 その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 11 事業協同組合連合会及び事業協同組合 12 特認団体 	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

IX 養蜂等振興推進事業	<p>1 蜜源等実態把握調査事業</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>(2) 実態把握調査等の実施</p> <p>(3) 蜜源の整備・活用計画等の作成</p> <p>(4) 蜂群の配置調整方針等の作成</p>	<p>1 都道府県</p> <p>2 養蜂家が組織する団体 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>補助要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 事業の内容が改正後養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の円滑な施行に結びつく取組であること。</p> <p>2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>3 事業内容の欄の（3）及び（4）の取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。</p> <p>4 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	定額
	<p>2 蜜源植物の植栽支援事業</p> <p>(1) 情報共有会議の開催</p> <p>(2) 蜜源植物の植栽</p> <p>3 飼養管理等のデータ収集調査事業</p> <p>(1) 情報共有会議の開催</p> <p>(2) データ収集調査の実施</p> <p>4 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>(2) 実証ほの設置・検証</p>	<p>養蜂等振興推進協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>補助要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</p> <p>2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>3 事業内容の欄の2から4の取組を一つ以上行うこと。</p> <p>4 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	

別表2 産地収益力向上支援事業（全国推進事業）（第2の1の(10)関係）

事業種類	事業実施主体	補助要件	補助率
事業の対象は、次に掲げるとおりとする。	事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。	生産局長が別に定める採択要件を満たすこと	
1 農業生産工程管理体制構築事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
2 高度環境制御施設普及・拡大全国推進事業 (1) 栽培技術者育成支援事業	民間企業、協同組合、独立行政法人、学校法人、地方公共団体		定額
(2) 次世代型通年安定供給モデル構築支援・環境整備事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、協議会		定額
3 養蜂等振興推進事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
4 国産花き等生販連携体制構築事業 (1) 花き商品情報提供強化事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
(2) 花き日持ち保証販売実証事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
5 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業	民間企業、協同組合、協議会		定額
6 花き産業活性化事業 (1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、協議会		定額
(2) 花育活動推進事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、協議会		定額

<p>7 普及活動情報基盤整備事業</p> <p>(1) 普及情報ネットワークシステム整備運営</p> <p>ア 専門員手当</p> <p>イ 事業運営管理費</p> <p>ウ 情報システム整備運営コンサルタント費</p> <p>エ 普及データベース構築・提供費</p> <p>オ 情報システムメンテナンス費</p> <p>カ 外部データベース活用費</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		<p>定額（ただし、10の（1）のエの取組にあつては当該取組に要する経費の6/10以内、オ及びカの取組にあつては1/2以内とする）</p>
<p>(2) 広域連携・活動支援システムの構築</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		<p>定額</p>
<p>8 革新的農業技術習得支援事業</p>			
<p>(1) 研修ニーズ調査等の実施</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		<p>定額</p>
<p>(2) 革新的農業技術に関する研修</p>			
<p>ア 革新的な新技術の習得</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		<p>定額</p>
<p>イ 最先端の分析技術の習得</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		
<p>ウ 民間の先導的な技術の習得</p>	<p>民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会</p>		
<p>9 ニュービジネス育成・強化支援事業</p>	<p>特定非営利活動法人、協議会</p>		<p>定額</p>
<p>10 全国乳業合理化推進事業</p>	<p>生産局長が別に定める要件を満たす特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、協議会</p>		<p>定額</p>

別表3 飼料生産拠点育成事業 (第2の2関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
飼料生産拠点育成事業				
1 飼料生産拠点育成推進事業	飼料作物において、産地における生産拡大、放牧の拡大及び粗飼料の広域流通体制の整備に向けた計画策定や体制づくり等を実施する。	飼料自給率向上協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した飼料自給率向上プログラムが策定されていること。 2 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 3 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 4 産地内の自給率が適正に算出されることが見込まれること。 5 事業が3年間で上限として実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること。 6 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。	1 / 2 以内
2 飼料生産拠点育成リース事業(農畜産業機械等リース支援事業(飼料生産拠点育成型))	事業の対象は次のとおりとする。 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。	飼料自給率向上協議会	生産局長が定めるところによる。	定額(生産局長が別に定める額以内)

別表4 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（第2の3関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業				
1 作付体系転換支援事業	都道府県における大豆、麦、飼料用米等の生産拡大に向けた体制づくりや技術・経営実証等の取組を実施	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 （1）都道府県 （2）大豆・麦・飼料用米等生産拡大推進協議会（都道府県等の区域を対象とし、かつ、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）生産局長が別に定める事業対象作物の増産又は生産コストの低減に取り組むこと。 （2）事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 （3）生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
2 国産大豆需要拡大支援事業	（1）実需者との連携強化 （2）実需者ニーズに対応した品質の確保 （3）周年安定供給体制の確立	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 （1）農業協同組合 （2）農業協同組合連合会 （3）大豆の集荷の業務を行う者が構成員となっている団体 （4）農業者の組織する団体（代表者の定めがり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 （2）3年以上にわたって国産大豆の販売契約を結んでいること又は販売契約を締結することが確実と見込まれること。 （3）生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（事業の対象となる契約販売数量に60Kg当たり2,000円を乗じた額を上限とする。）
3 米粉製造革新技術等開発支援事業	（1）米粉製造コスト低減革新技術の開発 （2）米粉・小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発	次に掲げるいずれかに該当する者であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）米粉製造コストの低減や	1 / 2

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 米粉製造事業者 (2) 小麦粉製造事業者 (3) パン製造事業者 (4) めん製造事業者 (5) 菓子製造事業者 (6) その他生産局長が認める者 	<p>新たな製品開発に取り組むこと。</p> <p>(2) 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>(3) 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>
--	--	---

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（全国推進事業）

事業種類	事業実施主体	補助率
大豆価格形成安定化事業	<p>事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>公益財団法人日本特産農産物協会（昭和19年2月18日に財団法人日本特殊農産物協会という名称で設立された法人をいう。）</p>	定額

別表5 地域特産作物需要拡大技術確立推進事業（第2の4関係）

事業種類	事業実施主体	補助要件	補助率
地域特産作物需要拡大技術確立推進事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、特定非営利活動法人、協議会	生産局長が別に定める要件を満たすこと。	定額

別表6 農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）（第2の5関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	リース料助成率
<p>農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）</p>	<p>事業の対象は別表1のⅠの1、Ⅱ及び別表4の事業と一体的に実施する次の取組とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。 	<p>別表1のⅠの1、Ⅱ及び別表4の事業の事業実施主体。ただし、別表4の事業については、当該事業の事業実施計画に定める場合にあつては、「大豆・麦・飼料用米等生産拡大重点地域」に所在する市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等（生産局長が別に定める基準を満たすものに限る。）を事業実施主体とすることができる。</p>	<p>定額（生産局長が別に定める額以内）</p>